

一般社団法人 daidai 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 daidai と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長崎県対馬市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域の自然や代々伝わる伝統的な暮らし・文化を後世につなぎ、人と自然が共生できる持続可能な社会を目指すために、イノシシやシカなどの野生動物による農林業や生態系への被害対策、及び資源活用を通じて地域の課題を解決すること、並びに、対馬の地域資源を活かした産業を創出することで、自然環境保全や地域活性化に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の自然や代々伝わる伝統的な暮らし・文化を後世につなぐための教育・普及・啓発事業
- (2) 獣害対策の指導・現場対応及び、被害対策のための研修に関する事業
- (3) イノシシ・シカの衛生的な解体処理に関する研修、セミナーの開催事業
- (4) イノシシ・シカ等の食肉及び食肉加工品製造・販売に関する事業
- (5) 地域資源を活かした商品の開発、販売に関する事業
- (6) イノシシやシカの革製品の製造・販売及び、レザークラフト体験の企画・運営
- (7) その他法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、第7条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(入社)

第7条 当法人の社員として入社しようとする者は、別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(退社)

第8条 社員は、別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

1. 本定款その他の規則に違反したとき
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格の喪失)

第10条 前2条のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 会費の納入が6か月以上されなかったとき。
2. 総社員が同意したとき。
3. 当該社員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認

五 定款の変更

六 解散

七 その他、社員総会でも決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年7月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は法令に別段定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員一名につき一個とする。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び主席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(理事の設置)

第18条 当法人に、理事を二名置き、うち一名を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及び定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価は、社員総会の決議により定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は毎年4月1日から(翌年)3月末日までの年1期とする。

第6章 附則

(事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は当法人設立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第26条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は次のとおりとする。

設立時理事 阿比留恭二、谷川ももこ

設立時代表理事 谷川ももこ

(設立時の社員の氏名及び住所)

第27条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 長崎県対馬市厳原町東里141番地7日吉コーポ101号

設立時社員 谷川ももこ

住所 長崎県対馬市峰町三根173番地3

設立時社員 阿比留恭二

(法令の準拠)

第28条 本定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人 daidai を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

2016年1月19日

設立時社員 阿比留恭二 印

設立時社員 谷川ももこ 印